

平成 30 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

1	「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	1
2	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	2
	(1) 三重県地方卸売市場	別冊 1
	(2) 三重県民の森	
	(3) 三重県上野森林公園	
3	三重県地方卸売市場指定管理者の選定状況について	6
4	東京2020大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略について	7
		別冊 2
5	「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について	9
6	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき平成29年度に実施した施策の実施状況報告について	1 1
		別冊 3
7	近年の豪雨災害等をふまえた治水・治山対策の推進について	1 3
8	鳥獣被害の状況等について	1 6
		別冊 4
9	三重の森林づくり実施状況（平成29年度版）について	1 8
1 0	「三重の森林づくり基本計画」の改定について	2 0
		別冊 5
1 1	みえ森と緑の県民税について	2 2
		別冊 6
1 2	水産政策の改革について	2 5
1 3	各種審議会等の審議状況の報告について	2 7

別冊 1	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
別冊 2	東京2020大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略（案）
別冊 3	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 平成 29 年度 実施状況報告（案）
別冊 4	（新）三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル
別冊 5	三重の森林づくり基本計画（改定）（中間案）
別冊 6	みえ森と緑の県民税について （1）みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する「評価委員会の評価」 および「評価委員会による総合評価」 （2）みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

(1) 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
312	農業の振興	農林水産部	<p>県民指標の「農業産出等額」の実績値について、全体の額の増減だけを見るのではなく、品目別の分析も検討されたい。</p> <p>また、「もうかる農業」の実現をめざすならば、農業者の所得を指標にするなど検討されたい。</p>	<p>「農業産出等額」については、基礎としている国の統計データを活用して、毎年度、品目別の実績数値やその変化要因等を分析しているところです。引き続き、的確な分析ができるよう努めてまいります。</p> <p>農業者の所得に関する指標を用いることについては、その把握方法も含め、引き続き検討してまいります。</p>
			<p>稲・麦・大豆の優良品種の確保を図るためには、県の関与が必要であり、優良種子や種子を確保するためにしっかりと取り組まれたい。</p>	<p>稲・麦・大豆の優良種子の確保については、法廃止前と同様の取組を行うことを定めた新たな要綱等に基づき、採種事業を実施しており、JAをはじめ採種事業関係者で構成する検討会で要綱等に基づく取組を検証するなど、しっかりと取り組んでまいります。</p>
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	<p>県民指標の目標値「県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量」について、年度が経過するにつれて目標値から乖離している状況から、原因を分析して対応施策を検討されたい。</p>	<p>素材生産量については、最も価値の高い製材用のA材を中心とする、合板用のB材、木質バイオマス用等のC材と併せたバランスの取れた需要に見合う増産を進める必要があります。このため、三重県産材の良さを生かした家具や内装等の新たな需要拡大を進めるとともに、高性能林業機械の導入支援などにより、供給体制の整備を進めていきます。</p> <p>また、現在、来年4月に向けて三重の森林づくり基本計画の改定作業を進めているところであり、素材生産量が目標値を下回っている原因の分析を十分行ったうえで、中長期的な施策についても検討してまいります。</p>

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（平成 29 年度分）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況等を報告する必要があるため、農林水産部が指定管理者に管理を行わせる施設の平成 29 年度に係る管理状況報告を行うものです。

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が指定管理者に管理を行わせた施設は次の 3 施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
三重県民の森	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日
三重県上野森林公園	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①管理業務の実施状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②施設の利用状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

③成果目標およびその実績の評価区分

- 評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 成果目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

- 評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 評価区分「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名 称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日			
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	施設利用面積比率(平均) 90%以上 市場の交流人口(年間延べ数) 30,000人以上 関連商品売場棟への入場者数(年間) 12,000人以上 (指定管理者が設定した目標) 市場ブランド商品開発数(5年間) 5点 (指定管理者が設定した目標) 市場からのごみ排出量(5年間) 50%減少 (指定管理者が設定した目標)			
成果目標に 対する実績 (平成29年度)	施設利用面積比率(平均) 94.3% 市場の交流人口(年間延べ数) 37,936人 関連商品売場棟への入場者数(年間) 14,300人 市場ブランド商品開発数(5年間) 20点 市場からのごみ排出量(5年間) 70.9%減少			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の 実施状況	B	B		
2 施設の 利用状況	B	B		
3 成果目標 及びその実績	B	B	+	+
県の総括的な 評価	①徹底したコスト管理を行って場内事業者からの利用料金収入により管理・運営され、健全な経営が図られた。 ②施設の維持管理等に関する業務について、適切に市場を運営するため、延べ147件の修繕工事(事業費4,734万円)が積極的に行われた。 ③北勢地方卸売市場および伊勢志摩総合地方卸売市場とともに、今後の卸売市場の管理運営や市場のあり方等について積極的な情報交換をしている。 ④業務計画を順調に実施するとともに、全ての成果目標を達成しており、評価できる。引き続き、SNS等により、市場の魅力を発信することや、消費者との交流を増やす新たな取組など、さらなる市場活性化に取り組んで行く必要がある。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価に比べて高く評価した。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	三重県民の森			
指定管理者	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター			
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日			
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理および修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 120,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成29年度)	年間の施設利用者数 167,974人 施設利用者の満足度 87.8% 自然体験型イベント参加者の満足度 96.1%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	A		
3 成果目標及びその実績	B	A		
県の総括的な評価	①成果目標については、年間の施設利用者数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。遊具を含めた利用施設についても、遊具の点検、保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③森林公園利用のために、インターネットによる広報や利用受付も行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標を大幅に上回る121回のイベント（このうち自然体験イベントは88回）を開催しており、参加者の満足度も96.1%（自然体験イベントも96.1%）と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤公園ボランティアの「モリメイト」と協働で植物（キンラン、ササユリ）の保護活動を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また、「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っている。 ⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、三重県自然環境保全センター職員を森林公園管理事務所に常勤として3名、非常勤として2～4名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応および報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、平成29年度においても28年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。			

※県の評価について
 管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。
 施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。
 成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成29年度分> (概要)

施設の名称	三重県上野森林公園			
指定管理者	特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター			
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理および修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型のイベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他の森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数		73,000人以上	
	施設利用者の満足度		80%以上	
	自然体験型イベント参加者の満足度		92%以上	
成果目標に対する実績 (平成29年度)	年間の施設利用者数		105,906人	
	施設利用者の満足度		87.7%	
	自然体験型イベント参加者の満足度		92.7%	
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	B		
県の総括的な評価	①成果目標については、年間の施設利用者目標数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正な時期に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設についても保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。また、施設の老朽化が進み、修繕が必要な箇所については、利用者がイベントで作った作品を柵として活用するなど、イベントと補修をつなげる試みを行った。 ③森林公園利用のために、インターネットによる広報や利用受付も行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。また、市内の小学校や保育園等へプレゼンテーションを行うなど、森林環境教育としての園地利用のPRに努めている。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて246回のイベント（このうち自然体験イベントは131回）を開催しており、参加者の満足度も93.0%と高く（自然体験イベントは92.7%）、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また、「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っている。 ⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所に三重県自然環境保全センター職員を常勤として4名、非常勤として1名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応および報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、施設利用者の満足度を含め、すべての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながられたと考える。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

(3) 三重県地方卸売市場指定管理者の選定状況について

1 現状（背景）

平成31年度からの三重県地方卸売市場の指定管理候補者を選定するため、三重県地方卸売市場条例に基づき、外部の学識経験者等による「三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会」を設置し、公募により募集を行うなど指定管理候補者を選定する手続きを進めています。

2 現在までの経過

5月15日 第1回選定委員会の開催（審査基準・配点表の決定）
6月22日 募集要項の配付開始
7月17日 現地説明会の開催
7月26日 申請書の受付
～8月1日 （申請者 1法人）
8月28日 第2回選定委員会の開催（書面審査）
9月18日 第3回選定委員会の開催（ヒアリング審査及び総合判定）

3 申請者の名称

みえ中央市場マネジメント株式会社 代表取締役 山下 純一郎
（三重県松阪市小津町800番地）

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別添1-1のとおり

5 今後の事務手続き等

平成30年11月定例会月会議において、指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後に、指定管理者を指定の上、協定を締結する予定です。

（参考）

(1) 三重県地方卸売市場 指定管理者選定委員会委員（五十音順 敬称略）

所属	役職名	氏名	選定理由など
株式会社百五総合研究所	主任研究員	奥田 千夏	有識者
国立大学法人三重大学 生物資源学研究科	教授	常 清秀	学識者（委員長）
澄野経営研究所	所長	澄野 久生	有識者
国立大学法人三重大学 生物資源学研究科	准教授	中島 亨	学識者（委員長代理）
株式会社地域資源バンクNIU	代表取締役	西井 勢津子	有識者

(2) 審査基準及び配点表

別添1-2のとおり

(4) 東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略について

1. 現状（背景、課題）

県では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした県産農林水産品の販売拡大をめざし、平成 29 年 5 月に、県に加え、JA 全農三重県本部や三重県漁業協同組合連合会等の生産者団体等で構成する「東京オリパラ三重県農林水産協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、官民が一体となって G A P 認証取得等の生産体制の整備や首都圏等でのプロモーション等に取り組んでいます。

平成 30 年 3 月に、東京 2020 大会組織委員会が策定した「東京 2020 大会飲食提供に係る基本戦略」（以下「飲食戦略」という。）をふまえ、協議会においても、東京 2020 大会のさまざまな需要に対応できる供給体制の構築や首都圏での販路拡大を図り、それをレガシーとして将来へつなげるため、東京 2020 大会後のめざす姿等を関係者が共有し、戦略的に取組を推進する必要があります。

2. 東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略について

協議会では、県内の生産・加工・流通・販売の事業者が連携して、首都圏の飲食・ケータリング事業者等との取引に向けた取組を進め、東京 2020 大会を契機とする県産農林水産物の販売拡大を図るため、「東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略」（以下「販売拡大戦略」）を 10 月末までに策定することとしており、その概要は次のとおりです。

(1) 販売拡大戦略策定のねらい

東京 2020 大会を契機として県産農林水産品の販路拡大を図る上で、農林水産の各分野や生産・加工・流通・販売の各段階における関係者が、めざす姿や取組の基本的な方向性等を共有し、販売拡大に向けた取組を戦略的に推進することをねらいとします。

(2) 販売拡大戦略の位置付け

飲食戦略をふまえ、2020 年度まで協議会が推進する戦略として、現状と課題、東京 2020 大会後のめざす姿を示した上で、東京 2020 大会をマイルストーンとして、①誰に、②何を、③どのようにプロモーションして販売先を開拓するのか、また、その販売先に対して①何を、②どれだけ生産し、③どのように加工・流通させるのかの基本的な考え方や取組内容等を示すものです。

(3) 販売拡大戦略のめざす姿

世界中からトップアスリート、要人、メディア等が集まる東京 2020 大会のさまざまな需要に対応できる供給体制の構築や首都圏でのプロモーションなどに取り組み、東京 2020 大会への県産農林水産品の供給に関するレガシーを形成することで、「世界で選ばれるみえの農林水産品」をめざします。

(4) 取組推進の視点

東京 2020 大会開催基本計画や飲食戦略における基本コンセプト等に加え、「伊勢志摩サミットのレガシー」、「官民や多様な事業者の連携」、「みえ G A P チャレンジ宣言」、

「食材にまつわるストーリー」、「戦略的なプロモーション」といった県独自の視点に基づいて取組を推進します。

(5) 販売拡大戦略の取組の基本的な方向性

販売先（ターゲット）の整理、ターゲットごとのプロモーション、生産・加工・流通体制について整理しています。

(6) 販売拡大戦略の取組内容

プロモーション、農産、畜産、水産、食品・加工・流通関係の分野・段階ごとの現状と課題を整理し、レガシーにつなげるための方針、数値目標、推進体制、具体的な取組内容を整理しています。

3. 今後の対応

販売拡大戦略に基づき、協議会を構成する各部会によるGAP認証取得等の促進やフードチェーンの構築など、官民の一層の連携を進めるとともに、ターゲットに合わせたきめ細かなプロモーションを展開し、県産農林水産品の販路拡大をめざしていきます。

<販売拡大戦略の検討経過>

- ・平成30年5月30日 東京オリパラ三重県農林水産協議会 平成30年度第1回全体会
(販売拡大戦略案(取組内容を除く。)提示・意見交換)
- ・平成30年9月5日 東京オリパラ三重県農林水産協議会 平成30年度第2回全体会
(販売拡大戦略案提示・意見交換)
- ・平成30年9月11日 平成30年度第2回「三重県2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進本部」会議
(販売拡大戦略案の概要提示・意見交換)

(5)「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

年次報告書(平成29年度版)の概要

1 平成29年度における食の安全・安心に関する情勢

「第27回全国菓子大博覧会・三重」(以下「お伊勢さん菓子博2017」という。)の開催に伴い、県では「第27回全国菓子大博覧会・三重(お伊勢さん菓子博2017)食品監視指導計画」を策定し、食の安全・安心に係る監視指導を強化したところ、期間内に食中毒等の健康被害の発生はありませんでした。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食料調達基準への対応に加え、食の安全・安心に対する消費者ニーズ、輸出の拡大を見据え、生産者による三重県産品におけるGAP等国际基準認証等の取得を推進する取組を開始しました。

全国では、腸管出血性大腸菌やアニサキスが原因の食中毒が大きな話題になりましたが、県内では食の安全・安心に係る重大な事案は発生していません。食中毒は7件(患者数105人)の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は12件となっています。

2 平成29年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行った結果、重大な法令違反はありませんでした。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、発生頻度や重症化等の可能性を勘案し、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。また、お伊勢さん菓子博2017開催時には、会場内で食品を調理・提供する施設や会場で販売される食品の製造施設を対象として監視指導を強化しました。
- ③ 食品関連事業者団体と連携し、表示制度の周知や監視指導および県内米穀取扱事業者に対する立入調査を行うとともに食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査、貝毒検査を実施しました。その結果、重大な違反事案はありませんでした。

【今後の対応】

今後も関係機関と連携し、監視指導、検査等を行い、適正に生産資材等の生産流通、使用および食品の生産から流通、販売等が行われるよう努めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、事業者等の取組をホームページ等で広く周知しました。
- ② 事業者のコンプライアンス意識向上のための研修を開催したほか、講習会や立入検査等の機会を通じて啓発を行いました。

- ③ 「三重県における農産物のGAP推進方針」などの推進方針を定めるとともに、「三重県GAP推進大会」を開催し、「みえGAPチャレンジ宣言」を行うなど機運の醸成を図りました。また、地域GAP推進チームを核に、生産者へのきめ細かな指導・助言等を行った結果、7農場が国際水準GAP認証を取得しました。
- ④ 肉牛で2農場、養豚で1農場、養鶏で1農場が農場HACCP認証を取得しました。JGAP家畜・畜産物認証については6農場が取得をめざしています。
- ⑤ ジビエ、特用林産物等の品質確保のため、マニュアル等に基づく適正管理等を推進しました。
- ⑥ 水産物において東京オリンピック・パラリンピック競技大会の調達基準として認められた水産物認証の取得を検討している生産者への説明等を行いました。その結果、新たに1業者が「養殖エコラベル（AEL）」を取得しました。

【今後の対応】

自主的に安全・安心確保の活動を行う食品関連事業者についての情報周知や、食品関連事業者に対する関連法令への理解やコンプライアンス意識向上のための研修会を開催します。また、三重県産品が消費者の信頼を確保出来るよう、消費者ニーズや輸出拡大を見据え、GAP等国际基準の認証取得の推進に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、食品の選択が適切に行えるよう、ホームページや出前トーク等により情報提供を行いました。
- ② 食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、学校関係者を対象とした講習会を開催するとともに、生産の場が近く安心な地場産物を使ったメニューコンクールの実施等に取り組みました。
- ③ 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、食事バランスガイドや栄養成分表示等の活用を推進する施策に取り組みました。

【今後の対応】

引き続き、県民が食の安全・安心に関する知識・理解を深め判断、選択が行えるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品関連事業者等を対象とした食品衛生・表示の講習会や、学校給食関係者等の資質向上および三重県農薬管理指導士、魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催し対話を進めました。
- ③ 季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。

【今後の対応】

食品関連事業者等に対する食の安全・安心確保に関する資質向上および人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者、行政等の多様な主体が相互理解を深め、食の安全・安心確保の取組において連携、協働していけるよう取り組みます。

(6) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 に基づき平成 29 年度に実施した施策の実施状況報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく施策等の実施状況については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第 9 条第 5 項の規定に基づき、毎年、公表しているものです。

なお、実施状況報告の詳細は、別冊 3 のとおりです。

平成 29 年度実施状況報告の概要

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目	目標	実績	達成率
農業産出等額(億円)	1,149 億円(H28 年)	1,194 億円(H28 年)	100%
米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	78%(H28 年度)	79%(H28 年度)	100%
産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	30 産地	30 産地	100%
高収益型畜産連携体数(累計)	12 連携体	12 連携体	100%
みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	67%	74.5%	100%

(1) 平成 29 年度の取組状況

米の安定生産の推進、農畜産物の生産拡大や魅力発信などに生産者および生産者団体等と連携して取り組んだ結果、農畜産物価格が堅調に推移したこともあり、基本目標の「農業産出等額」で目標達成するとともに、個々の取組目標を全て達成しました。

(2) 今後の取組方向

新たなマーケット等に対応した農畜産物の生産拡大や産地の収益力向上などに取り組むとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた GAP 認証の取得促進や認知度向上のためのプロモーション、海外輸出の促進などに取り組めます。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

目標項目	目標	実績	達成率
農畜産経営体における法人経営体数(累計)	475 経営体	487 経営体	100%
地域活性化プラン策定数(累計)	364 プラン	364 プラン	100%
人・農地プラン等を策定した集落の割合	20%	22.3%	100%
新規就農者数	140 人	145 人	100%
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	41.1%	41.1%	100%
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	150 件	150 件	100%

(1) 平成 29 年度の取組状況

専門家の派遣や研修会の開催等により、雇用力のある法人経営体の育成などに取り組んだ結果、基本目標の「農畜産経営体における法人経営体数」で目標達成するとともに、個々の取組目標を全て達成しました。

(2) 今後の取組方向

担い手への農地集積・集約の加速化や法人経営体の育成、生産基盤の整備などに取り組むとともに、みえ農業版 MBA 養成塾による若き農業ビジネス人材の育成、農福連携の推進などに取り組めます。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

目標項目	目標	実績	達成率
農山漁村の交流人口	1,430千人 (H28年度)	1,440千人 (H28年度)	100%
農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数(累計)	200件	201件	100%
多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	49.9%	51.2%	100%
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	2,922ha	2,922ha	100%
中山間地域農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数(累計)	10件	10件	100%
野生鳥獣による農業被害金額	258百万円以下 (H28年度)	229百万円 (H28年度)	100%

(1) 平成29年度の取組状況

農山漁村起業家養成講座の開催やアウトドア用品メーカーとの連携による都市部の情報発信などに取り組んだ結果、基本目標の「農山漁村の交流人口」を達成するとともに、個々の取組目標を全て達成しました。

(2) 今後の取組方向

本県の豊かな自然を生かした交流の促進や地域資源を活用した付加価値向上、農山漁村での周遊・滞在に結び付けていく体制づくりなどに取り組むとともに、獣害につよい集落づくり、みえジビエの流通促進などに取り組めます。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目	目標	実績	達成率
魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	46.0%	43.5%	95%
「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	26億円	33億円	100%
魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	100社	152社	100%
「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計)	20人	21人	100%

(1) 平成29年度の取組状況

基本目標の「魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合」で目標達成できませんでしたが、首都圏等での三重県フェアの開催や、官民一体となった「東京オリパラ三重県農林水産協議会」の設立などにより個々の取組目標の全てを達成するなど、概ね計画通り進捗していると考えています。

(2) 今後の取組方向

県産農産物の価値や魅力の向上と県民等への発信に一層力を入れるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた新たな価値の創出、イノベーションを担う人材の育成などに取り組めます。

(7) 近年の豪雨災害等をふまえた治水・治山対策の推進について

1 これまでの取組・進捗状況

県では、頻発・激甚化する豪雨災害等から県民の皆さんの命や暮らしを守り、社会経済被害を軽減するため、農業用ため池や排水機場、山地災害危険地区の整備などのハード対策や、ハザードマップの作成・活用、防災情報の提供などのソフト対策に計画的に取り組んでいます。その結果、本県の治水・治山対策は全国と比べて一定進んでいる状況にあります。

(1) 農業用ため池および排水機場の整備状況等

農業用ため池（防災重点ため池）の整備率やハザードマップの作成率、公表率は、直近の全国平均と比べて高い数値（三重県数値は最新データを使用）となっています。

また、排水機場の現時点の整備率（標準耐用年数内の割合）は、25.9%となっており、直近の全国データの27.8%と比べて、同等程度となっています。

参考（農業用ため池の整備状況等）

	全国(H29. 3. 31 時点)	三重県(H30. 3. 31 時点)	差
防災重点ため池数	11,362 か所	544 か所	
整備済ため池数	295 か所 (2.6%)	43 か所 (7.9%)	+5.3%
ハザードマップ作成数	5,441 か所 (47.9%)	380 か所 (69.9%)	+22.0%
ハザードマップ公表数	4,030 か所 (35.5%)	364 か所 (66.9%)	+31.4%

※全国の農業用ため池数は、188,149 か所。県内の農業用ため池数は3,162 か所であり全国第16位。

(2) 山地災害危険地区の整備状況

山地災害危険地区の着手率は55.6%となっており、全国平均の45.7%と比べ高い数値となっています。

(山地災害危険地区の着手状況)

	全国(H29. 3. 31 時点)	三重県(H29. 3. 31 時点)	差
山地災害危険地区	215,337 地区	3,191 地区	
着手地区数	98,367 地区	1,773 地区	
着手率	45.7%	55.6%	+9.9%

(3) 災害に強い森林づくりの取組

みえ森と緑の県民税を活用し、災害緩衝機能を発揮する森林づくりなどの取組を推進しています。こうした災害に特化した事業を府県の超過課税で取り組んでいるのは、三重県を含め全国でも6府県(京都、大阪、兵庫、愛媛、大分)のみで、年間実施箇所数についても全国的にみて先進県となっています。

(災害緩衝林整備等の事業規模)

	全国（5府県平均）	三重県
年間実施箇所数	17 箇所	30 箇所

2 近年の豪雨災害等から明らかになった課題への対応

数十年に一度と言われるような大災害が毎年のように発生する中、引き続き、県民の皆さんの命と暮らしの安全・安心を確保するため、これまでの対策を早急に見直し、さまざまな治水・治山対策に取り組みます。

【見直しの主な視点】

【ハード対策】事業実施にかかる優先度の再精査、計画的な事業進捗に向けた国への働きかけ（予算確保、設計基準の改正等）

【ソフト対策】防災重点ため池や山地災害危険地区等の指定箇所の再精査、住民の安全確保に向けた市町等との連携強化および住民の主体的な避難行動の促進

(1) 農業用ため池の整備等

- ・今後、整備を加速していく中で、下流地域への影響割合に一層ウェイトを置いて評価し、優先度を決定するなど、人的被害軽減に向けた効果的な対策を進めます。
- ・平成30年7月豪雨でため池の決壊被害が発生したことから、下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある、県内1,588箇所のため池を対象に点検を実施し、安全性を確認しました。今後、国が行う防災重点ため池の基準の再設定をふまえて、指定するため池を見直すとともに、住民の皆さんの主体的な避難につながるよう、県内全市町に対して、ハザードマップの整備を促進します。
- ・安濃ダムにおいては、引き続き、操作規程に基づいて適切に放流を実施するとともに、流域住民の安全確保に向け、平成30年7月豪雨におけるダム放流の検証などを参考にしながら、津市などの関係機関と連携し、情報共有や住民への周知活動の徹底、的確な避難行動の促進などの対応を強化します。

(2) 排水機場の整備等

- ・国に対して、近年の気象傾向や地域の実情をふまえた排水機場の整備が行えるよう、計画設計基準（基準降雨や許容湛水深の設定）の見直しを働きかけていきます。
- ・排水機場の管理体制を強化するため、引き続き、市町や関係団体と連携して、気象情報の活用促進と早期の連絡・警戒体制の確保や排水機場出入口の浸水対策の強化、停電・突発事故等の緊急時対応を学ぶ実務者研修の実施などの取組を進めます。

(3) 山地災害危険地区の整備

- ・既着手地区の早期完成と併せて、災害発生時の影響等を考慮し、より優先度の高いところから毎年20地区以上を目標に未整備地区での治山事業に着手します。
- ・県が認証している、山地防災ヘルパー（地域に密着した山地災害情報の収集等を行い、現在60名が認証）のスキルアップ等を実施し、よりの確かつ早急な対応を推進するとともに、山地災害危険地区の情報をHPで閲覧できるようにするなどの見直しを行います。

(4) 災害緩衝林等の森林整備

- ・みえ森と緑の県民税の次期対策において、危険度等に応じた対象地域の拡充とともに、山腹崩壊の発生源のおそれとなる斜面や溪流の上部で下層植生等の発達を促す森林整備を新たにメニューとして拡充し、災害に強い森林づくりの取組を加速化します。
- ・航空レーザ測量による森林の詳細情報の調査を実施し、クラウド型の森林GISで関係者と共有することにより、緊急に整備が必要な森林や、崩壊の恐れのある微地形等の情報を活用した、より効果的な災害に強い森林づくりの取組を進めます。

3 今後の対応

平成30年7月豪雨をはじめ、近年激化し頻発する台風や集中豪雨に対応するため、防災・減災対策の不断の見直しを実施してまいります。

(8) 鳥獣被害の状況等について

1 平成 29 年度における鳥獣被害の状況

(1) 農林水産被害金額

平成 29 年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、約 4 億 6 千 3 百万円で、平成 29 年度目標（4 億 8 千 3 百万円以下）を達成しました。

しかしながら、イノシシによる農業被害やカワウによる水産業被害が増加したことから、被害金額は前年度より約 2 百万円増加しました。

農林水産被害金額

(千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
被害金額計	820,885	701,085	628,754	557,606	517,062	461,062	462,886
農業	496,886	392,911	324,437	288,927	268,354	229,537	235,973
イノシシ	184,102	151,094	121,413	108,684	124,260	108,747	122,107
ニホンジカ	134,836	85,486	68,018	58,959	58,420	46,577	43,815
ニホンザル	144,302	124,288	108,879	97,248	65,004	54,887	53,935
その他	33,646	32,043	26,127	24,036	20,670	19,326	16,116
林業	284,430	264,074	255,668	229,607	210,998	195,698	189,237
水産業	39,569	44,100	48,649	39,072	37,710	35,827	37,676

(2) 野生鳥獣の捕獲数

平成 29 年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの 3 獣種の捕獲頭数は、前年度並みの約 3 万 8 千頭となり、概ね高い捕獲力が維持されています。

また、カワウの捕獲数は、前年度並みの 589 羽でした。

野生鳥獣の捕獲頭数

(頭・羽)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
捕獲頭数計	25,673	30,836	27,582	33,280	38,642	37,890	37,538
狩猟	15,398	15,947	14,681	15,781	14,808	14,075	12,340
有害	10,275	14,889	12,901	17,499	23,834	23,815	25,198
イノシシ	9,735	11,930	9,401	11,781	13,623	13,862	14,657
ニホンジカ	14,790	17,529	17,148	19,757	23,570	22,512	21,690
ニホンザル	1,148	1,377	1,033	1,742	1,449	1,516	1,191
カワウ	813	736	805	643	636	579	589

(3) 今後の対応

引き続き、関係市町等と連携しながら集落ぐるみの獣害対策に取り組むとともに、イノシシについては、生態をふまえた適切な侵入防止柵の設置・管理や効果的な捕獲方法を研修会等で普及するなど、対策の強化を進めます。

また、カワウについては、引き続き、被害防止対策に要する経費の一部支援や先進事例の情報提供に努めるとともに、中部近畿カワウ広域協議会において、近隣府県間の広域連携による被害軽減方策の検討を進めてまいります。

2 三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルの改定について

(1) 現状（背景・課題）

近年、人里に近い場所でのツキノワグマの目撃情報や錯誤捕獲が増加してきています。平成29年度における目撃情報は25件、錯誤捕獲はありませんでしたが、平成30年度においては8月末までに、目撃情報が15件、錯誤捕獲はいなべ市と熊野市において2件発生しています。

また、獣害対策に取り組む集落が増加する中、わな設置の増加に伴い錯誤捕獲の発生する可能性が高まっていることや、多くの市町において、具体の放獣場所の選定に苦慮しているなど、課題も生じています。

(2) マニュアル改定のポイント

近年の出没状況や課題をふまえ、人とツキノワグマとの共生を図り、県民の安全・安心を確保するため、平成27年度に策定した「三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアル」を改定し、8月31日から運用を開始しました。

改定したマニュアル（別冊4）では、人とクマの棲み分けを図るため、3つの地域区分（生息・保護地域、緩衝地域、被害防止地域）を設定し、それぞれの状況にあった、より実効性のある対応が実施できるよう、

- ・生態等の理解促進
- ・出没時の対処方法
- ・錯誤捕獲時の対処方法
- ・錯誤捕獲防止等対策

の4つの項目について、具体的な対処方法等を新たに明記しました。

(3) 今後の対応

引き続き、人とツキノワグマとの共生や県民の安全・安心の確保を図るため、市町等関係機関と連携しながら、本マニュアルに基づいた適切な対応に努めてまいります。

(9) 三重の森林づくり実施状況（平成 29 年度版）について

三重のもりづくりについての基本的な計画（三重の森林づくり基本計画）に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第 11 条第 6 項の規定に基づき、毎年 1 回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

実施状況の概要

1 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

指標	民有林の間伐実施面積（平成 18 年度からの累計）
目標	平成 29 年度 95,200ha（単年度目標 5,600ha）
実績	平成 29 年度 83,686ha（単年度実績 3,669ha）

(1) 平成 29 年度の取組

間伐を推進するため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、公共造林事業に加え合板工場等へ効率的に間伐材を供給するための非公共事業を有効に活用すること等により、3,669ha の間伐が実施され、平成 18 年度からの累計は 83,686ha となりましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 平成 30 年度の取組

引き続き、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、平成 31 年 4 月の森林経営管理法の施行を見据え、条件不利地等で森林所有者が自ら管理ができない森林について、市町が委託を受けて整備を行う新たな制度が円滑に実施できるよう、市町や森林組合など、関係者と連携しながら体制の整備を進めます。

2 基本方針 2 林業の持続的発展

指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量
目標	平成 29 年度 387 千 m^3
実績	平成 29 年度 323 千 m^3

(1) 平成 29 年度の取組

主伐後の再造林および育林の経費を低減する低コスト造林や、搬出間伐を促進するための路網整備・高性能林業機械の導入により素材生産量の増大に取り組むとともに、林業・木材産業関連事業者のネットワーク化に向けた交流会の開催など、県産材の需要拡大の取組を進めてきました。

平成 29 年度は、木質バイオマス燃料用が前年比 97%と減少した一方、建築用材となる製材用が前年比 107%と増加したこと等により、素材生産量の実績は 323 千 m^3 と昨年（316 千 m^3 ）を上回りましたが、目標を達成することはできませんでした。

(2) 平成 30 年度の取組

素材生産量の増大に向け、引き続き、主伐・再造林の一貫作業システムなど、低コスト造林技術の普及や、路網整備、高性能林業機械の導入等による生産性の向上に取り組みます。また、合板用材等、拡大する B 材需要に対応するため、関係者による協議会において、情報の共有や課題の把握を行い、原木の安定供給体制の構築に努めます。さらに、A 材の需要獲得に向け、非住宅分野や輸出など、新たな販路開拓に努めるとともに、川上から川下までの関係者の連携によるサプライチェーンの構築に取り組めます。

3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成 29 年度	指導者数 680 人	活動回数 2,200 回
実績	平成 29 年度	指導者数 688 人	活動回数 2,233 回

(1) 平成 29 年度の取組

森林環境教育・木育や森づくり活動を促進するため、市町や学校、森林環境教育指導者等の活動のコーディネートや、情報収集・発信、普及啓発等を行いました。また、森林環境教育指導者や森づくり活動者などを対象にレベルに応じた研修会等を開催した結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は 688 人となり目標を上回りました。

また、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、みえ森と緑の県民税を活用した、市町による学校や地域での森林環境教育、未就学児や低学年の児童を対象とした木育に取り組んだ結果、指導者の活動回数は目標を上回る 2,233 回となりました。

(2) 平成 30 年度の取組

「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校等からの森林環境教育・木育にかかる各種相談対応や活動のコーディネートをさらに進めるとともに、三重県環境学習情報センターをはじめとする関係機関とのネットワークの構築を図り、森林環境教育・木育を推進します。

4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	森林づくりへの参加者数	
目標	平成 29 年度	32,000 人
実績	平成 29 年度	33,005 人

(1) 平成 29 年度の取組

関係団体や企業等と連携し、鳥羽市において県民参加の植樹祭を開催したほか、「三重県民の森」や「上野森林公園」での自然観察会の開催、企業と森林所有者とのマッチングによる「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は 33,005 人となり目標を上回りました。「企業の森」については、新たに 4 件の協定を締結し、合計で 47 件、212.6ha となり、社員やその家族、地元自治体や住民等も参加して森林保全活動等が実施されるなど、森林づくり参加者数は着実に増加しています。

(2) 平成 30 年度の取組

森林づくりへの理解を深めるため、森林や木とふれあうイベントや県民参加の植樹祭を開催するほか、森林づくりに関心のある企業等への必要な情報提供および技術支援、森林ボランティアを対象とした研修会の実施など、多様な主体による森林づくりを支援します。これらの取組に加え、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校や地域での活動を支援することで、森林づくりへの県民参画を推進していきます。

(10)「三重の森林づくり基本計画」の改定について

1 改定に向けた取組状況

三重の森林づくり条例に基づく基本計画について、平成 30 年度中の見直しに向けた作業を進めています。

前回の常任委員会でお示しした改定の骨子案について、同委員会並びに三重県森林審議会にいただいたご意見や、その後の情勢の変化等をふまえて中間案（別冊 5）をとりまとめました。

2 基本計画の中間案

(1) 骨子案からの変更点

基本方針ごとに定める指標とその目標値を設定したほか、基本施策ごとに具体の取組を記載するとともに、計画期間の前半 5 年間に注力する重点プロジェクトについて記載しました。（中間案の概要は別添 4－1 参照）

また、森林経営管理法の成立や建築基準法の一部改正など、前回の常任委員会以降に情勢変化があった事項について記述を追加しました。

(2) 基本方針ごとに定める指標

これまでの取り組みの成果について検証した上で、10 年後にめざすべき理想の姿として、森林境界明確化面積等の新たな指標を含む計 13 の指標を設定しました。（改定にあたっての視点は別添 4－2 参照）

(3) 重点プロジェクト

計画期間の前半 5 年間に注力する「重点プロジェクト」を次のとおり設定し、5 年後の成果指標を定めました。（重点プロジェクトの概要は別添 4－1 参照）

- ① 緑の循環推進プロジェクト
- ② 災害に強い森林づくりプロジェクト
- ③ 次世代型森林情報活用プロジェクト
- ④ 森林・林業を担う人づくりプロジェクト
- ⑤ A材の需要獲得に向けた競争力強化プロジェクト
- ⑥ 森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

3 森林審議会での主な意見

平成 30 年 8 月 9 日に開催した三重県森林審議会において、中間案について説明を行い、次のようなご意見をいただきました。

- ・ 川上から川下を ICT でつないで原木を供給する流通体制ができたとしても、人材確保等、山側にも課題があるのではないか。
- ・ ドイツでは小規模のバイオマス発電施設が各地に立地し里山の活用も進んでいるので、こうした地産地消型の取組について記述を加えて欲しい。
- ・ 木材利用を提案できる建築士の養成は、スポット的な研修ではなく、通年で学ぶ方法で行って欲しい。

- ・ A材の需要獲得に向けては、品質や専門性が高い小規模工場が数多くあるという、本県の特長も生かして考えるべき。

4 今後の対応

現在、各地域で林業関係者や県民の皆さんとの意見交換を実施するとともに、パブリックコメントによる意見募集を行っています。

今後は、これら意見や三重県森林審議会での議論等もふまえ、12月を目途に最終案を取りまとめ、本委員会にも検討経過を適時報告しながら、平成31年2月に県議会に改定案をお諮りしたいと考えています。

<スケジュール>

- ・ 平成30年10月 各地域での県民、関係事業者等との意見交換会
パブリックコメントによる意見募集（1カ月間）
- ・ 平成30年12月 環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
三重県森林審議会に最終案を提示、答申
- ・ 平成31年2月 議案提出

(11) みえ森と緑の県民税について

1 平成 29 年度みえ森と緑の県民税基金事業の取組

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担した中で、5つの対策を進めています。

(1) 「土砂や流木を出さない森林づくり」

流木の発生や土砂の流出を抑制する森林整備、治山施設等に異常に堆積した土砂・流木の撤去を多気町、大台町など12市町で実施しました。

(2) 「暮らしに身近な森林づくり」

荒廃した里山や竹林の整備、道路沿い等で倒木のおそれがある樹木の伐採等を東員町、紀北町など21市町で実施しました。

(3) 「森を育む人づくり」

地域住民を対象とした森林環境教育や子どもの頃から木に親しむ木育、こうした地域活動を担う人材の育成を県および鈴鹿市、松阪市など19市町で実施しました。

(4) 「木の薫る空間づくり」

病院や保育所、学校など、県民の皆さんが多く利用する施設における木質化や木製品の導入を桑名市、度会町など24市町で実施しました。

(5) 「地域の身近な水や緑の環境づくり」

地域住民による森林公園の整備や遊歩道の整備等を名張市、南伊勢町など10市町で実施しました。

2 評価委員会による評価

これらの事業について、平成30年7月24日および8月24日に開催した評価委員会において、それぞれ有効性、効率性、公益性の3つの視点から「評価」を行いました。

(1) 評価委員会での評価結果

平成29年度に実施した事業の総合評価は、全て「B」評価（継続が妥当である）以上となりました。（別冊6参照）

(2) 評価委員からの主な意見

- ・地域の実情に応じて多様な主体が協働した効果的な施策が展開されており、みえ森と緑の県民税が導入されたことで、これまで対策が取られなかったさまざまな森林の課題についての取組が進んでいる。
- ・地域住民の安全・安心を確保するために、人家等の保全対象が近い箇所を優先的に選定し、事業を実施したことは評価できる。ただし、森林の整備を進め、その機能を高めることによって流木の発生を抑止することには限界があることから、当事業のみならず、他の有効な事業を複合的に進めることによって、減災に資することを考慮する必要がある。
- ・全国的に集中豪雨などによる災害が増加していることをふまえて、引き続き「災害に強い森林づくり」を推進するとともに、当該税の目的を明確にして「県民全体で森林を支える社会」の実現に向けたより一層効果的な施策を展開されたい。
- ・県産材を活用した木質化や木製品導入と併せた森林環境教育や幼少期からの木育などが実施され、取組内容も年々工夫され、幅広い世代の森を育む意識の醸成につながったと評価できる。学校教育における取組が進むよう、県、市町は、学校へ積極的にアプローチするとともに、教育委員会と連携されたい。

3 施行状況の検討

(1) 見直しに向けた取組

「みえ森と緑の県民税評価委員会」においては、平成29年8月以降6回にわたり、見直し案（制度案）についての審議・検討を重ね、平成30年8月24日に開催した平成30年度第3回評価委員会において、見直し案（制度最終案）の取りまとめが行われ、知事への答申をいただきました。

(2) 主な答申内容

ア 災害に強い森林づくりを一層推進するため制度を継続

全国的に集中豪雨などによる災害が増加していることをふまえ、今後も災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施する。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させる。

このため、税額・税率、課税方法等は、これまでの方法を継続することとする。

◇税額・税率（年額）：

個人1,000円、法人2,000円～80,000円（県民税均等割額の10%相当額）

◇課税方式：県民税均等割の超過課税

イ 主な見直し内容

① 災害に強い森林づくりをさらに進めるため、施策を拡充・強化

近年の豪雨災害をふまえると、災害に強い森林づくりをさらに進める必要があることから、県と市町が連携して施策の拡充・強化を図る。

拡充・強化する施策として、県では、市町の要望に応じて災害緩衝林整備事業の対象地区の拡充や、航空レーザ測量による森林の基礎情報整備などを実施する。

市町では、新たに流域の防災機能を強化する取組として、県の災害緩衝林整備事業と連携した事業地周辺における間伐等の森林整備や、植栽地における獣害防止対策をメニューとして拡充する。

② 県民全体で森林を支える社会づくりの施策も充実

森と県民との関係を深めるため、「人づくり」や「場づくり」に一層注力されたいとの県民等の意見を受けて、「森を育む人づくり」のほか、新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」として、森林環境教育・木育が行える場の整備や、多様な主体が森林とふれあう場の創出等に取り組む。

③ 市町交付金制度

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するため、市町交付金制度を引き続き実施する。市町交付金に、新たに県と市町が連携して取り組む施策のための「連携枠」を設ける。

市町交付金は、県と市町の役割分担をふまえ、県と市町の配分を概ね5：5（現行どおり）とする。

④ 5つの対策の一部を見直し

- ・対策1「土砂や流木を出さない森林づくり」の名称を「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」とした。
- ・対策4「木の薫る空間づくり」を改め、新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」を設けた。

【5つの対策】

- 対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり
- 対策2 暮らしに身近な森林づくり
- 対策3 森を育む人づくり
- 対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり（※変更前は、「木の薫る空間づくり」）
- 対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

⑤ 税を活用した事業を行ううえでの3原則の一部見直し

市町や県民等からの意見をふまえて見直した。

【事業実施の3原則】

- 原則1 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
- 原則2 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
- 原則3 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

⑥ 「三重の森林づくり基本計画」との関係

みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施にあたっては、平成30年度に改定を行う予定の「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとする。

ウ 森林環境譲与税（仮称）との関係

森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待される。県と市町の役割分担をふまえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）を活用した事業の相乗効果を期待し、両税それぞれの目的・用途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用する。

4 今後の対応

評価委員会からの答申をふまえ、平成31年度以降も、みえ森と緑の県民税制度を継続することとし、税事業を一層効果的に展開できるよう、具体的な運用について検討していきます。

<みえ森と緑の県民税評価委員会における検討経過>

- 平成29年 8月21日 施行状況検討（県民、団体、市町等からの意見聴取結果の提示）
- 平成29年 11月21日 施行状況検討（論点の整理）
- 平成30年 1月15日 施行状況検討（素案の検討）
- 平成30年 4月13日 施行状況検討（中間案の検討）
- 平成30年 5月 パブリックコメントの実施（期間5月1日～30日；意見87名）
- 平成30年 7月24日 施行状況検討（最終案の検討）
- 平成30年 8月24日 施行状況検討（最終案の検討・答申）

(12) 水産政策の改革について

1 経緯

本年6月、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、水産資源の適切な管理と水産資源の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することをめざした「水産政策の改革」の具体的な内容が当該プランに位置づけられました。

今後、水産庁はこれらの改革方針の実現に向け、早急に必要な法整備等を行うこととしています。

2 改革の主な内容

(1) 新たな資源管理システムの構築

- ・国際水準の科学的な資源評価方法・管理方法とする新たな資源管理システムを構築するため、資源評価対象種を拡大するとともに、漁獲可能量（TAC）を定めるTAC対象種を拡大する。併せて必要な調査体制の拡充を図る。
- ・準備の整った漁業種類から、漁獲量の個別割当（IQ）制度を導入する。

(2) 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- ・物流の効率化、品質・衛生管理の強化、産地市場の統合・重点化などを推進する。

(3) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- ・遠洋・沖合漁業については、IQの導入と合わせて、漁船の大型化を阻害する規制を撤廃するとともに、漁業許可を受けた者には各種報告を義務付ける。

(4) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

- ・適切な資源管理および漁業調整の観点から、従来と同様、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、県が漁場計画を樹立し漁協等に免許するという漁業権制度そのものは維持される。
- ・漁場計画の策定にあたっては、海面を最大限活用できるよう留意するとともに、新規参入希望者等からの要望聴取や検討結果を公表するなど、漁場計画の策定プロセスの透明化を図る。
- ・県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先するなど、漁業権内容の明確化を図る。

3 制度説明会の開催

改革に対する県内漁業者等の理解を深めるため、三重県漁連と協力し、8月30日に水産庁を招いて説明会を開催しました。説明会では漁業者等から次のような意見や質問があったものの、水産庁の回答によって一定の理解を得ることができました。

- ・新たな資源管理の導入により、一時的な収入減が想定されるため、収入安定対策を拡充してほしい。
- ・特定区画漁業権の切替時に、適切に活用していないと判断されて、既存漁業者ではなく、企業に免許されるようにならないか心配である。
- ・企業からの要望を受けて、県が勝手に特定区画漁業権を設定し、企業に免許してしまうことがないようにしてほしい。
- ・改革にあたっては、漁協系統の意見にも配慮してほしい。

4 今後の対応

県としては、資源管理の強化により、水産資源の持続的利用が期待できることから、資源評価・TAC対象種の拡大に対応するため、国等と連携し、水産研究所のデータ収集能力や調査体制の向上を図るとともに、三重県沿岸の重要資源についても科学的な根拠に基づいた漁獲規制を導入するなど、より効果の高い資源管理体制の構築を進めます。あわせて、養殖・沿岸漁業の発展につながるよう、共同漁業権者である地元漁協との調整をふまえ、規模拡大や新規参入など、漁場のさらなる有効利用を図ってまいります。

今後も、漁業者及び系統団体等とコミュニケーションをとりながら取組を進めるとともに、国に対して、漁業者等の意見への配慮、取組の内容及び新しい制度の情報共有、今回の改革を円滑に進めていくために必要な制度や予算の拡充を求めていきます。

(13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年6月4日～平成30年9月13日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成30年7月13日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 中島 亨 ほか11名
4 諮問事項	平成29年度三重県地方卸売市場指定管理者実績報告の評価について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者である、みえ中央市場マネジメント株式会社が行う施設の管理状況(平成29年度分)に対する県の評価案について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成30年7月24日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 ほか7名
4 諮問事項	(1) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について (2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
5 調査審議結果	(1) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、抽出した事業を中心に議論していただきました。 (2) みえ森と緑の県民税の見直し(制度最終案)について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	平成30年8月6日(月)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川 知明 ほか5名
4 諮問事項	いなべ市地内における林地開発許可申請について
5 調査審議結果	いなべ市地内における林地開発許可申請について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成30年8月9日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川 知明 ほか12名
4 諮問事項	(1) 三重の森林づくり基本計画の改定について
5 調査審議結果	(1) 三重の森林づくり基本計画の改定(中間案)について審議していただき、意見等をいただきました。 (2) 三重の森林づくり基本計画実施状況(平成29年版)について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成30年8月9日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか8名
4 諮問事項	(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成29年度版)(案)について (2) 平成30年度食の安全・安心確保に関する事業(平成30年度三重県食の安全・安心確保行動計画)について(報告)
5 調査審議結果	(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成29年度版)(案)について審議していただき、意見等をいただきました。 (2) 平成30年度食の安全・安心確保に関する事業について報告し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	平成30年8月20日(月)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川 知明 ほか6名
4 諮問事項	多気町地内における林地開発許可申請について
5 調査審議結果	多気町地内における林地開発許可申請について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成30年8月24日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 ほか9名
4 諮問事項	(1) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価について (2) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
5 調査審議結果	(1) 平成29年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果を審議していただき、総合的な評価の答申をいただきました。 (2) みえ森と緑の県民税の見直し(制度最終案)について審議していただき、答申をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	第2回三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成30年8月28日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 常 清秀 ほか4名
4 諮問事項	三重県地方卸売市場指定管理候補者の審査(書面審査)について
5 調査審議結果	指定申請書が提出され、資格審査を通過した1法人について、審査基準・配点表に基づき、書面による審査が実施されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会
2 開催年月日	平成30年8月29日(水)
3 委員	【会長】三重大学 教授 大野 研 ほか13名
4 諮問事項	(1) 会長、副会長の選任について (2) 部会に属する委員の指名について
5 調査審議結果	(1) 会長、副会長が選任されました。 (2) 各部会の所属委員が決定しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	平成30年9月11日(火)
3 委員	【部会長】野呂 政夫 ほか4名
4 諮問事項	(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の変更
5 審議結果	(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議していただき、意見等をいただきました。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の変更について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	